

令和5年度事業報告書(要旨)

令和5年度は

- 社会的責任を自覚させる運転者教育の推進
- 教習生等から信頼される教習水準の向上と教習環境の整備
- 地域の安全に貢献する諸活動の推進

を活動の指針に掲げ、関係機関・団体等との連携・協力のもとに諸事業を積極的に推進した。

主な事業の執行状況は次のとおりである。

第1 教習、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の実施状況

1 教習の実施状況

令和5年中の教習所卒業者（審査を含む。）は32,811人で、前年と比較して2人増加した。

2 高齢者講習の実施状況

令和5年中の高齢者講習（法定講習及び認定講習）の受講者は85,443人で、前年と比較して3,744人（4.2%）減少した。

認定講習は、令和5年3月から各所校の判断により順次開始し、4月からは全所校が認定講習に移行した。

※ 認知機能検査及び運転技能検査についても、同様に認定制度に移行した。

(1) 更新時 85,433人

- ・ 75歳未満 16,546人
- ・ 75歳以上 68,887人

(2) 臨時 10人

3 認知機能検査の実施状況

令和5年中の認知機能検査の実施者数（延べ人員）は67,152人で、前年と比較して6,588人（10.9%）増加している。

4 運転技能検査の実施状況

令和5年中の運転技能検査の実施者数（延べ人員）は1,995人で、前年と比較して935人（88.2%）増加している。

第2 主な事業の実施状況

1 交通安全意識の高揚に関する諸施策の実施

(1) 交通安全関係機関・団体との連携による交通安全活動の推進

- ① 地域の交通安全諸活動への積極的参加
- ② 交通安全運動等に協賛する広報啓発活動の実施

(2) 受講者の態様に応じた「運転免許取得者教育」等の推進

- ① 運転免許取得者教育の実施
- ② 高次脳機能障がい者を対象とした自動車運転再開支援講習の普及促進

2 自動車教習所の運営に関する調査研究

(1) 各種デジタル化等の推進に向けた取組

- ① 県警とのネットワークシステムの拡充
- ② 法定講習等のオンラインによる開催
- ③ サイバーリスク保険の周知
- (2) 指定自動車教習所の健全な発展のための諸施策の推進
 - ① 入所（校）者数の平準化に向けた取組
 - ② 各種助成・優遇措置制度等の積極的な活用
 - ③ 指定自動車教習所の広報活動等の効果的な推進
- (3) 公正な競争秩序の確保及び消費者保護の推進
 - ① 公正競争規約の教養・説明
 - ② 各所校の広告に係る事前相談への対応
- (4) 高齢運転者の交通事故防止に関する取組の推進
 - ① 関係機関・団体と連携した高齢運転者支援のための各種施策の推進
 - ② 高齢者講習等の安定的かつ円滑な実施の推進
- (5) 適正な個人情報保護等の推進
- (6) 会員、管理者等の教習所業務運営のための各種会議、研修会等の開催
 - ① 定時総会 1回
 - ② 理事会 3回
 - ③ 総務委員会 4回
 - ④ 教習委員会 1回
 - ⑤ 設置者部会 1回
 - ⑥ 管理者部会（初心運転者交通事故者率低減推進会議） 1回
 - ⑦ 初心運転者交通事故者率低減対策委員会 4回
 - ⑧ 上部団体が主催する事業への参画
- (7) 統計資料の提供
 - 教習の実施状況（教習生の入所・卒業者数）
 - 高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の実施状況
 - 運転免許取得者教育の実施状況
- 3 教習・講習水準の向上及び福利厚生事業の実施
 - (1) 第5回学科教習競技大会の開催
 - (2) 道路交通法に基づく法定講習の実施
 - (3) 新任管理者研修会の開催
 - (4) 教習指導員等の各種養成講習の開催
 - (5) 全指連主催研修会の受講
 - (6) 全指連主催「第15次長期ビジョン研究会」への参画
 - (7) 「教習所協会だより」の随時発行
 - (8) 教習所業務実施中の不慮の事故に対する保険事業の加入案内
 - (9) 会員教習所向け損害保険団体制度の加入案内
 - (10) 新型コロナウイルス等感染症の拡大防止

- 4 自動車運転に関する教習方法等の調査研究
 - (1) 初心運転者交通事故者率の低減を図るための効果的な教習方法等の推進
 - ① 初心運転者交通事故者率低減対策委員会における研究
 - ② 初心運転者交通事故者率低減対策委員会の提言に基づく実施方策の継続的な推進（継続）
 - ③ SDカード取得勸奨制度の活用による交通事故防止対策の推進
 - (2) 教習等に係る不適正事案防止対策の推進
 - (3) 医療関係者等との緊密な連携による応急救護処置教習と教習指導員の資質の向上の推進
 - (4) 高次脳機能障がい者に対する自動車運転再開支援活動の取組
- 5 所校の施設、教材などの改善に関する情報提供等
 - (1) 教習業務及び各種講習を適正に行うための資器材等の情報提供
 - (2) 障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」等の推進
- 6 教材等の合同調達
各所校の要望に添った各種教材の斡旋及び合同調達の適時・適切な実施
- 7 会員及び職員の表彰
 - (1) 長野県警察本部長・県協会長連名表彰（5月）
 - ① 優良教習所表彰
 - ② 教習功労者表彰
 - (2) 長野県警察交通部長・県協会長連名表彰（5月）
 - ① 交通安全活動優良教習所表彰
 - (3) 協会長表彰
 - ① 永年勤続職員（5月）
 - ② 優良職員（5月）
 - ③ 教習功労者（3月）
 - ④ 退任功労者（3月）
 - (4) 関東管区警察局長・関指連会長連名表彰（9月）
 - ① 優良教習所
 - ② 教習功労役職員
 - (5) 全指連会長表彰（11月）
 - ① 優良教習所表彰
 - ② 教習推進者表彰
 - ③ 優良職員表彰
 - (6) 長野県交通安全運動推進本部顕彰（4月）
 - ① 優良運転者
- 8 関係行政庁及び関係諸団体との連絡協調
 - (1) 協会の諸活動及び地域の交通安全活動のための連絡協調等
 - (2) 公益団体等に対する協賛・支援活動

9 公益目的を達成するために必要な事業等

- (1) 公益目的支出計画の確実な推進
- (2) 適正な会計業務の推進